

社会福祉審議会において委員から出された主な意見

○令和元年度第1回社会福祉審議会(令和2年2月13日開催)

発言要旨	○隣保館の地域における生活上の課題の解決に向けた地域福祉の推進や様々な人権課題解決のための各種事業活動や取り組みを計画で具現化すべき。
	○地域総合センターの活性化、充実化の支援。
	○県民の社会的参加の促進。(隣保館、個人宅等の拠点活用)
	○政治的参加(PTA、地区活動、老人クラブ等への参加)の促進
	○経済的参加(共同募金運動等)の促進。
	○県の計画が市町で十分に活用されていない。
	○県の計画が市町でも活用される対策を講じる必要がある。
	○計画の実践に向けた、人材、財政課題。
	○さまざまな住民参加拠点の活用が大切。
	○地域の特徴を活かした、地域福祉拠点の整備。(憩いの家、草の根ハウス等)
	○新たな地域福祉の姿を市町に示す必要がある。
	○県と市町の意識のズレがある。
	○第三者評価の強化。
	○社会福祉法が改正され、地域福祉支援計画は、共生社会の構築に向けたガイドラインとして位置付けられている。
など	

○令和2年度第1回社会福祉審議会(令和2年8月3日開催)

発言要旨	○感染者、医療従事者等に対する差別や人権侵害に対する施策
	○SOSが出せない人(支援を必要とする人)をキャッチし、適切な支援につなげる体制の構築
	○複雑・複合的な課題を持つ人が適切な支援を受けられる体制構築
	○障害の理由により、マスクが着用できない人の理解促進
	○誰もが理解できる情報伝達の在り方
	○障害者等への人的支援の拡充(諸手続き等の支援をする人を確保する体制構築)
	○地域福祉推進の実施内容、効果の評価を計画ポイントの一つとする必要がある。
	○地域共生社会実現に向けた財源確保の必要性
	○避難所で、3群(新型コロナウイルス感染者、濃厚接触者、健康な人)に分けて避難できるような体制づくり
	など